# 岐阜県公報

第二千八百二十五号

平成二十九年二月二十四日（金曜日）

岐阜県公報

毎週（火曜日 金曜日）発行（休日に当たるときは翌日）

平成二十九年二月二十四日


目　次


告　示

○土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定（環境管理課）九五ページ

○土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定（同　　）九五

○保安林の指定を解除する予定（可茂農林事務所）九六

公　示

○特定非営利活動法人の設立認証申請（環境生活政策課）九六

○県営土地改良事業の変更計画の決定（農地整備課）九六

○公共測量の終了（用地課）九六

○可児都市計画道路事業の周知（都市整備課）九七


## 告　示

岐阜県告示第七十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定する。

平成二十九年二月二十四日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　要措置区域

各務原市蘇原三柿野町字中之島一四二番の一部

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十二条の土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三　土壌汚染対策法第七条第三項に規定する指示措置

地下水の水質の測定

---

岐阜県告示第七十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定する。

平成二十九年二月二十四日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　形質変更時要届出区域
　各務原市蘇原三柿野町字中之島一四二番、字村中一〇八番三、字宮裏一八七番、字宮東二〇二番二及び字村裏二九七番の各一部
二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
　鉛及びその化合物

---

岐阜県告示第七十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

　平成二十九年二月二十四日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　解除に係る保安林の所在場所
　加茂郡白川町河東字川牧一三九三の三、一三九九の四、一三九九の六、一四〇〇の三、一四〇二の三、一四〇四の三、一四一五の二、一四一六の二、一四一七の二、一四一九の五、一四一九の六、一四一九の八、一四二六の四
二　保安林として指定された目的
　落石の危険の防止
三　解除の理由
　道路用地とするため

## 公　示

### ○特定非営利活動法人の設立認証申請

　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

　平成二十九年二月二十四日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　申請のあった年月日　平成二十九年二月八日
二　特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人中津川ビーバーズ
三　代表者の氏名　安藤　広子
四　主たる事務所の所在地　岐阜県中津川市駒場一五八九番地の六〇
五　定款に記載された目的　この法人は、中津川市とその周辺地域における子どもから大人に対して、いつでも気軽にスポーツ及び子育てが楽しめる環境を提供し、スポーツ振興、青少年健全育成、子育て支援に関する事業を行い、健康で活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

---

### ○県営土地改良事業の変更計画の決定

　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

　平成二十九年二月二十四日

岐阜県知事　古　田　　肇

| 施行に係る地区名 | 縦覧場所 | 縦覧期間 |
|---|---|---|
| 岐阜一期地区（不動池） | 岐阜市役所 | 平成二九・二・二四から<br>同　三・二七まで |

---

### ○公共測量の終了

　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により飛驒市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年二月二十四日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　作業機関
飛驒市
二　作業種類
公共測量（数値撮影、同時調整及び写真地図作成）
三　作業期間
平成二十八年九月十六日から
平成二十九年一月三十日まで
四　作業地域
飛驒市

---

○可児都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年二月二十四日

岐阜県知事　古　田　　肇

一　都市計画事業の種類及び名称
可児都市計画道路事業
三・四・二六号　広見宮前線
二　施行者の名称
岐阜県
三　事務所の所在地
岐阜市薮田南二丁目一番一号　岐阜県都市建築部都市整備課
四　事業地の所在
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

平成二十九年二月二十四日発行
発行者　岐阜県
岐阜市薮田南二丁目一番一号
発行所　岐阜県庁
編集　岐阜市三輪ぷりんとぴあ十二―一　岐阜文芸社